

随意契約の結果

【令和4年10月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR賃貸ショップ志木事務所賃貸 借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和4年10月3日	(株) キャメル 埼玉県新座市東北 2-3 0 - 2 0	7030001045596	12,672,000円	12,672,000円	100.0%	当該業務は、賃貸住宅等募集業務を実施するために使用 する事務所の賃貸借契約（更新）である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適である と判断し、当該物件に関する賃貸借契約（更新）を締結 したものであるが、当該業務は現在も継続中であり、引 続き当該物件をUR賃貸ショップ志木とすることが業務進 行上必要であることから会計規程第51条第3項第1号の 規定に基づき、前回と同一の者の随意契約を行ったもの である。	-				
埼玉：UR賃貸ショップ南浦和事 務所賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和4年10月3日	(個人)	—	14,064,012円	14,064,012円	100.0%	当該業務は、賃貸住宅等募集業務を実施するために使用 する事務所の賃貸借契約（更新）である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適である と判断し、当該物件に関する賃貸借契約（更新）を締結 したものであるが、当該業務は現在も継続中であり、引 続き当該物件をUR賃貸ショップ南浦和とすることが業務 進行上必要であることから会計規程第51条第3項第1号 の規定に基づき、前回と同一の者の随意契約を行ったも のである。	-				契約相手方